

## 五條市選挙区選挙長告示第五号

令和五年四月九日執行の奈良県議会議員選挙の五條市選挙区については、候補者が一人であつて、当該選挙区の選挙すべき定数を超えないので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

令和五年三月三十一日

奈良県議会議員選挙

五條市選挙区選挙長 石田 操